

山口地方・家庭裁判所委員会（第3回）議事概要

1 日時

平成31年2月18日（月）午後2時

2 場所

山口地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 山口地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

雲野晴久，江崎克彦，大田明登，田原文栄，椿美紀代，福井美枝，松村和明，宮坂昌利（委員長），村田尚士，山本勝也

(2) 山口家庭裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

石井章，板村憲作，大田紀子，川西薫，坂本寛，寺田徹郎，服部恭弥，宮坂昌利（委員長），山田貴之，山根由紀

(3) オブザーバー

ア 山口地方裁判所

井野刑事部総括裁判官，細木事務局長，岡刑事首席書記官，法正事務局次長，山名総務課長

イ 山口家庭裁判所

飯富事務局長，吉川首席家庭裁判所調査官，笠岡総務課長

4 議事の概要

(1) 新任委員の自己紹介（石井委員，山根委員，坂本委員，宮坂委員）

(2) 山口地方裁判所委員会委員長の選任

宮坂委員が委員長に選任された。

(3) 山口家庭裁判所委員会委員長の選任

宮坂委員が委員長に選任された。

(4) 報告「平成30年2月開催の山口地方・家庭裁判所委員会（議題：調停委

員の給源確保について)での意見を踏まえた取組について」(山口家庭裁判所笠岡総務課長)

平成30年2月開催の山口地方・家庭裁判所委員会での意見及び意見を踏まえた取組は、次のとおりである(以下、□が意見、■が意見を踏まえた取組である。)

□ ロータリークラブやライオンズクラブ等の社会貢献団体の会員の方を調停委員候補者として検討してはどうか。

■ 平成30年にロータリークラブや国際ソロプチミストの会員の方を調停委員に任命した。

□ 弁護士や教師についても調停委員候補者として検討してはどうか。

■ 平成30年に弁護士1人と教諭2人(元職を含む。)を調停委員に任命した。

(5) 議題「裁判所における広報活動について」

ア 山口地方裁判所山名総務課長による基調説明

イ 意見交換(意見交換の要旨は別紙のとおり)

(6) 次回の意見交換のテーマ及び開催日について

ア 山口地方裁判所委員会

日程については平成31年10月頃を予定し、意見交換のテーマについては裁判所で検討し、委員の意見を伺って決定することとした。

イ 山口家庭裁判所委員会

平成31年7月5日午後2時から、成年後見制度について意見交換することとした。

(別紙)

「裁判所における広報活動について」に関する意見交換の要旨

(発言者：◎委員長，○委員，△裁判所)

- ◎ 裁判所における広報活動について基調説明を行いました。御意見等はありませんか。
- 裁判員の広報の目的はどの辺りに置いておられるのか。例えば辞退者が多いから減らしたいと考えているのか、それとも10年経っても理解が進んでいないから裁判員制度を国民に浸透させたいのか。目標設定によって議論が変わるので教えていただきたい。
- △ 10周年の節目であり、マスコミも取材等していただけたらと思うので、積極的に広報することによって国民の不安を取り除き出席率や辞退率を改善したいと考えています。
- △ 広報の目的は一つに収れんするものではないと思います。実際に刑事裁判を担当していると、裁判員の方々が刑事裁判に抱いているイメージと実際の裁判との間にずいぶんギャップがあると感じます。そのため、広報活動の目的には、国民の負担感や抵抗感を極力低下させることのほか、実際の裁判の在りようを知っていただくことも含まれると思われまます。
- ◎ そもそも裁判員制度は、本質的に、国民の理解と協力がないと成り立たない制度であるため、国民の理解が欠かせないと考えています。それにもかかわらず最近では裁判員候補者の出席率の低下や辞退率の上昇が大きな課題となっており、それに対する対応が必要となっています。出席率の低下や辞退率の上昇について事務局から具体的な数字を御説明します。
- △ 全国データですが、選定された裁判員候補者から実際に出席された方の割合を見ますと平成21年の制度開始当初は40パーセント程度でしたが、年々低下し、20パーセント程度にまで低下しています。この点山口の数字は、全国データに比べ若干低い数字で推移しています。

また、選定された裁判員候補者から辞退を認められた方を除いた実際に出席を求められた裁判員候補者から、実際に出席された方の割合を見ますと、全国的には当初80パーセント程度でしたが、徐々に低下し、平成30年度では70パーセント程度となっています。この点山口では、当初90パーセント程度でしたが、現在は80パーセント程度となっており、全国データに比べ若干高い数値となっています。

辞退率ですが、全国的には当初50パーセント程度でしたが、70パーセント程度へと上昇しています。この点山口では、当初全国より若干高い数字でしたが、その後、年によっては低下した時期があったものの、平成30年度では80パーセント程度が辞退されており、全国データに比べ若干高い数値となっています。

◎ 出席率と辞退率の状況は、事務局から説明したとおりです。全国的な傾向と同様に山口でも出席率の低下と辞退率の上昇が課題となっています。そのほかに御質問はありませんか。

○ 辞退理由の統計があれば教えていただきたい。

△ 統計的な数字は現在持ち合わせていませんが、辞退理由としては、70歳以上の高齢であることや学生であることのほか、業務多忙などがあります。

△ 実際に辞退理由の判断を担当していますと、一番多い理由は高齢です。これは高齢化社会の進行のためだと思われませんが、この点に関連して介護を理由に辞退する方も多いです。その他では、農繁期であるとか裁判員に参加すると仕事が回らなくなるといった就業を理由とする辞退や育児を理由とする辞退もあります。辞退理由としては、高齢、介護、就業、育児が多いと感じています。

◎ そのほかに御質問はありますか。

○ 裁判員制度は司法制度改革の一環として導入され、制度導入の目的としては審理期間の短縮など色々とあったと思うが、裁判員制度を導入した目的の達成状況はどうなっているのか。

△ 裁判員制度に関するノウハウの蓄積が進んでいるものの、審理期間については

全国的に長期化する傾向にあります。特に公判前に裁判所、検察官、弁護人で行う公判前整理手続の審理期間がなかなか短くならないことが課題です。しかし、全国に比べて山口県では審理期間の長期化の傾向は見受けられず、比較的短期間の迅速な審理ができています。これは、検察官と弁護人との間で裁判員に分かりやすい審理を行うという共通認識ができていたり、書面を少なくし尋問を軸に据えた審理が実践できているからだと考えています。

◎ 出席率の低下や辞退率の上昇に対する対応策としては、審理の合理化、審理期間の短縮、審理の分かりやすさの追求など色々な側面があると思いますが、広報が担う役割も大きいと感じています。裁判員制度を含む裁判所の広報に関する御意見や御提案はありますか。

○ 裁判所のホームページのアクセス数を教えていただきたい。

△ 具体的な数字を持ち合わせていません。

○ 民間ではアクセス数の推移を把握して、何に対しアクセス数が増えたかを分析し、対策を講じるのが通常である。先ほど裁判所のホームページを見たが、文字が多くて、一般の方はホームページを見たいとは思わないと感じた。ホームページのアクセス数やどういう人がどの時間帯にアクセスしているかを把握し、対応策を検討すべきだと思う。

また、出席率の低下や辞退率の上昇については、中小企業に勤務している方は、休むと職場に与える影響が大きいので休むことは難しいと思った。働き手が不足する中で勤務時間を減らす働き方改革に取り組んでいるので、社会情勢を意識した取組も検討する必要があると思う。

◎ ホームページを作成していながら、アクセス数を把握できていないのは確かに課題だと思います。貴重な御指摘をいただいたと思います。

○ 私も山口地方・家庭裁判所のホームページを見たが、COURT山口という広報誌を以前は作成していたようである。平成24年が最後となっており、現在は作成していないと思われる。裁判所の広報体制を検討すべきだと思う。

- ◎ 作成しなくなった事情について直ちに御説明することはできませんが、確かに COURT 山口は現在作成していません。
- 裁判員候補者名簿を作成する際には何人を抽出し、その際の抽出方法はどのようなっているのか。
- △ 山口地裁の裁判員候補者名簿の人数は、平成 29 年度及び平成 30 年度はいずれも 1300 人です。裁判員候補者名簿の作成に当たっては、選挙管理委員会から選挙人データの提出を受け、同データから 20 歳以下の方を除きます。作成した名簿から、コンピューター抽選により裁判員選任期日に呼び出す方を無作為に選んでいます。
- 恣意的な選任方法かもしれないが、先ほどの説明だと辞退する高齢者が多いとのことなので、裁判員選任期日に呼び出す方から 75 歳以上の方や子育てをしている可能性が高い年齢の女性を外せば、出席率や辞退率は改善するのではないかと。また、就業を理由とする辞退等については、商工会議所に対し広報してはどうか。
- △ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により、裁判員は選挙権のある 20 歳以上の方の中から無作為抽出する必要がありますので、高齢者等を事前に除外することは困難です。
- 出席率低下の原因を分析する必要があると思う。高齢化が原因であればやむを得ない面があると思うし、出席しなくても制裁がないということが知れ渡っていることが原因であれば、制裁規定があるんだということを広報する必要があると思われる。また、辞退率の上昇についても、裁判所が辞退理由を以前よりも広く認めるようになったことが一因ではないか。いずれにしても出席率の低下や辞退率の上昇の原因を分析し、広報の在り方を検討すべきだと思われる。例えば、特定の年齢層の問題であれば対象を絞って周知徹底すべきだし、広く裁判員制度を周知するのであれば、裁判員制度広報ビデオを作成し、裁判所にモニターを設置して放映したり、裁判所ホームページやユーチューブで放映する方法も検討すべきだと思われる。

- ◎ 御指摘いただいた出席率低下の原因分析について事務局から説明します。
- △ 平成29年3月の最高裁判所の調査、分析によれば、審理予定日数の増加傾向、雇用情勢の変化、高齢化の進展、裁判員裁判に対する国民の関心低下などが指摘されています。
- △ 広く辞退を認めているとの御指摘については事実だと思います。その理由としては、裁判員の職務には精神的負担や時間的負担が必然的に伴うことや、岩国市や下関市など山口市から遠く離れた地域に住む方が裁判員に選ばれた場合、自家用車で裁判所へ登庁される例が多く、その負担は裁判所との往復だけでも重くなることなどを考えますと、高齢、介護、就業及び育児等の事情を述べて辞退を申し出る方を無理に裁判員に選任することは相当ではないからです。また、不出頭の場合には過料の制裁を科すことも可能ではありますが、裁判員候補者それぞれが抱えているであろう事情を考えるとちゅうちょせざるを得ないと思います。したがって、出席率や辞退率の改善に向けた即効性のある対策を講じることは難しいと思われまます。
- ◎ そのほかに御意見等ありますか。
- 裁判員制度について学校教育ではどのように取り上げられているのか。裁判員制度について教育していれば将来の対策となるではないか。
- △ 学校教育現場でどのような教育がされているかは承知していませんが、小中学生が裁判所見学に来られる際には、事前に裁判員裁判に関する授業を受けて来られることもあります。
- 私の子供が以前使っていた公民の教科書には、裁判員裁判の紹介がされていたので、裁判員裁判について教育を受けている。ところで、裁判員制度のQ&Aには有給休暇を利用して裁判員裁判に出席できる旨の説明があるが、年に20日しかない有給休暇を裁判員裁判のために利用することは負担が重いと思われる。裁判員として裁判に参加する場合には、有給休暇以外の方法で会社を休めるようにすべきではないか。

- △ 裁判員制度専用の休暇制度について裁判員制度発足前に広報した結果、大企業では専用の休暇制度を作った例もあると聞いていますが、現在のところ中小企業には広く浸透していません。
- ◎ 専用休暇制度の創設について広報活動に取り組んだものの、現状では大企業以外は難しい状況です。そのほかに御意見等はありませんか。
- 辞退理由として高齢がある以上、高齢化が進めば高齢による辞退率の上昇は避けられないと思われる。しかし、介護や育児を理由に辞退を希望する方に対するサポート体制を構築すれば、介護や育児を理由とする辞退は減少すると思われるので介護や育児に関するサポート体制を構築することはできないか。
- ◎ 大変広がりのある提言だと思われませんが、何かありますか。
- △ 子育て世代の方につきましては、例えば自宅で育児をされていて保育施設等に子供を預けていない方に対し、臨時の保育施設を紹介しています。
- その点の周知が十分されていないため、負担が重いと考える裁判員を辞退する方もいるのではないか。
- △ 例えば、裁判員候補者に選ばれた方全員に対し、臨時で保育施設を利用できるサービスがある旨を周知はしています。しかし、子供を施設に預けて、長距離移動をして裁判員裁判に参加して、子供と一緒に帰ってとなると心理的なハードルはやはり高いと思われまます。大丈夫ですよ、誰でもできますよと言葉にすることは簡単ですが、裁判員候補者の方の現実的な不安を解消することは非常に困難だと感じています。
- ◎ 御提言は、裁判員制度だけではなく、福祉一般に関する広がりのあるものだと思います。裁判所としても御指摘は傾聴したいと思います。
- 育児に関するサポートがあるとのことだが、それはどのようなものか。
- △ 裁判員の方が、子供を施設に預けて、それから裁判所へお越しいただくこととなります。
- 私どもの役所では、行事を行う際、保育士が常駐する託児所を開設して、参加

者には子供と一緒に来ていただいて、子供を託児所に預けた上、行事に参加していただくことを行っているが、裁判所でも同様のサービスを検討することは可能か。

△ 裁判員候補者に対し、生後4か月以上で小学校就学前のお子さんがおられる方でほかにお子さんの面倒を見てもらえる方がいないような場合に備えて、山口市役所において午前9時から午後6時までの間お子さんを預けることができる施設を御紹介するサービスがある旨を御案内しています。なお、施設利用料については日当からお支払いいただくこととなります。

○ これまでの話を聞く限り、辞退する方には、相応の理由があると思われる。それでも辞退率を減少させたいのであれば、裁判所内に子供を預けることができる施設を設置するとか、支部等でも裁判員裁判の実施を検討するなどの方法が考えられるが、いずれの方法も実施困難だと思われる。そうであれば、辞退率の低下はあきらめて、将来の出席率の向上のため、小中高生に対する法教育に力を入れるべきではないか。具体的には、裁判官が参加して出前講義や模擬裁判を実施し、裁判員に選ばれたら協力する義務があることを説明すべきだと思われる。

◎ 非常に分かりやすく、説得力のある御提言として承ります。話は脱線するが、裁判員はまさに国民の義務であり、先日の裁判員制度を取り上げたテレビ番組にアメリカ人がコメンテーターで出ていて、陪審員はアメリカ人にとって納税と同じ義務だと話していました。陪審員と裁判員とでは歴史的文化的な背景が異なりますが、意識についてずいぶん違いがあります。

○ 山口県弁護士会では、高校3年生を対象に選挙に関する出前講義を行っており好評を得ていると聞いている。20歳になれば誰でも裁判員に選ばれる可能性があることからすれば、裁判員制度に関する高校3年生を対象とした出前講義をしてはどうか。

△ 最近の小中学校を含め学校へ出向いては出前講義を行っていませんが、生徒に裁判所へ来ていただいて法廷見学や模擬裁判を行っています。学校に出向いての

出前講義については今後の検討課題としたいと思います。

◎ 裁判所としても裁判所見学や小中学生を対象とした模擬裁判を実施し、若い世代に対する法教育に力を入れているつもりですが、より一層の取組を検討したいと思います。

○ 先ほどの意見にあったように、辞退率については、高齢を辞退理由として認めている制度や広く辞退を認める裁判所の運用が絡む問題であるので、広報活動により対応できる問題ではないと思われる。広報活動としては、裁判員裁判について国民に関心を持ってもらうような取組が考えられるが、例えば、テレビ番組などで裁判員制度反対派と裁判官が議論すれば面白いのではないか。また、議論を視聴することで裁判員制度に関する理解も深まるのではないか。

また、裁判所全体の広報の在り方という点では、法廷傍聴が一番分かりやすいと思われるが、裁判所は国民に対し積極的に傍聴するように広報していないし、仮に傍聴しても裁判手続の解説もなく不親切だと思われる。傍聴人に対する簡単な解説を行ったり、傍聴席近くに裁判手続を分かりやすく説明するリーフレットを設置すれば有益だと思われる。

◎ テレビ番組など、斬新な御提言をありがとうございます。一般広報について事務局から補足説明がありますか。

△ 学校等の団体が裁判所を見学する場合には、裁判所職員が事前に裁判手続の説明を行った上で、法廷を傍聴していただいています。傍聴に適した事件がなければ、DVDを視聴していただいています。

○ 裁判所を見学する学校以外の若者に対しても、どのように広報するか考えるべきだと思われる。例えば、一般の方には開廷表からどのような事件があるか判断することも難しいので、開廷表を分かりやすくしたり、建物外に掲示するなどの方法を検討してはどうか。

◎ 貴重な提言として承りたいと思います。

○ 裁判所のホームページで裁判所見学ツアーについて告知しているのか。

- △ 裁判所のホームページでは、裁判所見学ツアーを随時募集しており、昨年度は362人の方が参加されました。
- 模擬裁判には、裁判官がもっと出て評議をまとめると、参加者にとって良い経験になると思われる。出席率上昇のため、長期的には学校等の法教育に力を入れる、短期的にはマスメディアを利用するとの意見がでましたが、マスメディアを利用するのであれば、女性の裁判官を出演させたり、芸人に模擬裁判員裁判を体験させたりすると、視聴者が増えてより広報効果が高まると思われる。
- 辞退率については、裁判所においても、制度導入時から一定数を織り込み済みだったと思う。したがって、辞退率の上昇について一喜一憂する必要はないが、辞退理由の詳細については分析、検討する必要があると思う。例えば、先ほど子育て中の方へのサポートの話があったが、費用の負担は難しいし、現実的に小さな子供を初めて利用する施設に預けることは困難だと思うし、年齢についても検討する必要があると思う。また、裁判傍聴についてもホームページに掲載しただけでは利用はしてもらえないので、裁判所から学校に積極的に広報すべきと思う。さらに、裁判員制度の広報だけでなく、民事や家事などほかの重要な裁判手続を含む司法制度自体の広報にも力を入れるべきだと思う。
- ◎ 広い見地からの御意見ありがとうございます。
- 出前講義については希望する団体等から裁判所に対し依頼するのか。
- △ そのとおりです。
- 本当に広報に力を入れたいと思うのであれば、裁判所から積極的に働きかけるべきだと思う。例えば、私が勤務する大学には、国民年金の担当者が毎年説明に来る。事前に申入れがあれば、日時と場所を調整しているので、名簿に記載される可能性がある者を対象に説明に来ていただくと、意識付けができると思う。
- ◎ 具体的な御提言として承りたいと思います。
- 商工会議所に勤務しているが、商工会議所では毎月会報を発行しており、この時期だと税務署からの要望で確定申告に関する情報を掲載している。裁判所から

申込みがあれば、時期によっては難しい場合もあると思うが、掲載を検討したい。

- ◎ 具体的な御提案ありがとうございます。事務方に指示しますのでその節はお願いします。
- 辞退率の関係で、年齢、介護、就業及び育児などの条件の人を除いてはという意見があったが、一定の条件の人が参加しづらい仕組みのままで裁判員制度の目的である多様な視点を反映させることができるのかと思った。裁判員に選ばれたときには、義務として参加しなくてはならないという意識付けをするとともに、選ばれた方が参加しやすいような介護や育児を引き受けてくれるボランティアを育成してはどうかと思う。
- ◎ 先ほどありましたサポート体制につながる貴重な意見だと思います。それでは時間になりましたので意見交換を終了します。